

暫定措置

第1条 認定医制度規則第30条に定めた暫定期間（以下「暫定期間」という）において、認定医の認定を受ける者は、次の(1)～(3)のすべてを満たす者あるいは(4)に該当し、(1)～(3)は認定委員会が審査後、学会認定医資格申請を認める。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有する者
- (2) 継続して3年以上の学会正会員歴及び有病者に必要とされる歯科医療に関する研修を有する者
- (3) (一社)日本有病者歯科医療学会総会・学術大会での参加及び学会発表者
- (4) (1)～(3)以外で認定委員会が学会認定医として理事会に推薦し、理事会が認定した者

第2条 暫定措置第1条を満たし、認定医の資格の申請をしようとする者は、申請審査料を添えて、次の各号の申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定申請書（様式-暫認1）
- (2) 履歴書（様式-暫認2）
- (3) 日本国歯科医師免許証（写し）
- (4) 会員歴証明書（様式-暫認3）
- (5) 研修証明書（様式-暫認4）
- (6) 業績目録（様式-暫認5）
- (7) 認定医推薦書（様式-暫認6、第1条(4)に該当する者に限る）
- (8) 所属機関に本学会指導医が在籍していない場合は近隣地区の指導医2名から、提出書類の「研修証明書」の指導医氏名欄に署名・捺印を必要とする。

第3条 暫定期間における認定医認定試験は、書類審査及び筆記試験（選択式問題）によるものとする。試験ならびにその結果に基づく資格の判定は認定委員会が行い、理事会が認定する。

第4条 暫定期間において、専門医の認定を受ける者は、認定医の資格を有する者であり、次の各号に該当し、(1)および(2)は認定委員会が審査後、学会専門医資格申請を認める。なお、認定委員会が認める者については、認定医と専門医を同時申請することができる。

- (1) 大学病院等で有病者歯科学に関連する診療を担当する診療科、または診療部内の長である者、あるいはそれに準ずる者、これと同等以上の経験を有すると思われる者で、継続して3年以上の学会正会員歴を持つ者
- (2) 継続して5年以上の学会正会員歴を持つ者で、学会雑誌あるいは関連学会雑誌に有病者に必要とされる歯科医療に関連する論文発表の経験を有する者
- (3) (1)、(2)以外で認定委員会が学会専門医として理事会に推薦し、理事会が認定した者

第5条 暫定措置第4条第1号に該当し、専門医の資格の申請をしようとする者は、次の(1)～(3)の申請書類を、第2号あるいは第3号に該当し、専門医の資格の申請をしようとする者は、次の各号のすべての申請書類を、申請審査料を添えて、提出しなければならない。

- (1) 認定申請書（様式-暫専1）
- (2) 履歴書（様式-暫専2）
- (3) 会員歴証明書（様式-暫専3）
- (4) 業績目録（様式-暫専4）
- (5) 専門医推薦書（様式-暫専5、第4条(3)に該当する者に限る）

第6条 暫定期間における専門医認定試験は、書類審査及び口頭試問、筆記試験（記述式問題）によるものとする。試験ならびにその結果に基づく資格の判定は認定委員会が行い、理事会が認定する。

第7条 暫定期間において、指導医の認定を受ける者は、専門医の資格を有する者であり、次の各号に該当し、(1)および(2)は認定委員会が審査後、学会指導医資格申請を認める。なお、認定委員会が認める者については、認定医と専門医・指導医を同時申請することができる。

- (1) 大学病院等で有病者歯科学に関連する診療を担当する診療科、または診療部内の長である者、あるいはそれに準ずる者、これと同等以上の経験を有すると思われる者で、継続して5年以上の学会正会員歴を持つ者
- (2) 継続して10年以上の学会正会員歴を持つ者で、学会雑誌あるいは関連学会雑誌に有病者に必要とされる歯科医療に関連する論文発表の経験を有する者
- (3) (1)、(2)以外で認定委員会が学会指導医として理事会に推薦し、理事会が認定した者

第8条 暫定措置第7条第1号に該当し、指導医の資格の申請をしようとする者は、次の(1)～(3)の申請書類を、第2号あるいは第3号に該当し、指導医の資格の申請をしようとする者は、次の各号のすべての申請書類を、申請審査料を添えて、提出しなければならない。

- (1) 認定申請書（様式-暫指1）
- (2) 履歴書（様式-暫指2）
- (3) 会員歴証明書（様式-暫指3）
- (4) 業績目録（様式-暫指4）
- (5) 指導医推薦書（様式-暫指5、第7条(3)に該当する者に限る）

第9条 暫定期間における指導医認定試験は、書類審査によるものとする。試験ならびにその結果に基づく資格の判定は認定委員会が行い、理事会が認定する。

第10条 本制度発足当初の指導医は、理事会において認定し、その資格を有した時点で認定医・指導医の資格も有するものとする。

第11条 認定を受けた者は登録料を添えて登録申請を行う。学会は申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに、学会雑誌及び総会において報告する。

第12条 暫定期間において、同時に認定医と専門医・指導医を申請する者については同時に審査するものとし、専門医・指導医の申請審査料を免除するものとする。

第13条 暫定措置第2条、第5条、第8条、第11条及び第12条に定める審査料ならびに登録料は細則第17条に規定のとおりとする。

第14条 この暫定措置は認定医制度規則第11章第30条に規定されている期間に限り運用される。

第15条 この暫定措置の変更は認定委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

付 則

この規則は平成27年3月20日から施行する。